

平成29年第2回大山町教育委員会

招集年月日 平成29年2月23日(木) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番		金田吉人	2番		湊谷紀子	3番		林原浩子
4番		山根 浩	5番		伊澤百子			

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則
について

日程第4 議案第2号 大山町立学校の学校歯科医の委嘱について

日程第5 議案第3号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成29年 月 日

5. 閉会宣言(時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1 月 31 日	火	要保護児童対策地域協議会代表者会議(本庁舎)、(株)メフォス社長来庁
2 月 1 日	水	管理職会議、所子伝統的建造物群保存地区保存審議会(大山支所)
3 日	金	六長合同会議
5 日	日	第12回大山町生涯学習大会兼第10回本のあるまちづくり大会(保健福祉センターなわ)
6 日	月	職員採用試験(米子市)
7 日	火	第1回教職員人事に係る教育長ヒアリング(米子市)
8 日	水	大山町人権・同和教育連絡協議会(人権交流センター)、平成29年度鳥取県教育行政施策に関する鳥取県教育委員会と町村教育長との意見交換会(倉吉市)
9 日	木	葬儀(愛媛県)
10 日	金	イングリッシュスクール来庁
16 日	木	大山町子ども見守り隊研修会
17 日	金	教職員評価・育成制度に係る校長面談
18 日	土	テメキュラ市派遣生徒選考面接、高麗ふるさと祭り(～19日)
19 日	日	島根大学地域史卒論報告会
20 日	月	青少年育成大山町民会議会員研修会(三浦清一郎先生講演:名和小学校)
23 日	木	定例教育委員会、日本海新聞ふるさと大賞表彰式

今 後 の 予 定

2 月 24 日	金	第2回教職員人事に係る教育長ヒアリング(米子市)、人・同推協行政部会研修会
25 日	土	中山公民館祭り
26 日	日	西部地区町村社会教育研究大会(日吉津村)
27 日	月	管理職会議、県学校給食会第2回理事会(鳥取市)、平成29年度エキスパート教員選考会(鳥取市)
28 日	火	六長合同会議、町立図書館・学校図書館連絡会、一般質問通告締切

※ 大山町議会3月定例会の日程は別紙のとおり

議案第1号

大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

大山町立小中学校管理規則の一部を次の通り改正する。

平成29年2月23日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

大山町立小中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等に改め、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には当該移動条項等を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(校内規程の設定) 第2条 校長は、法令、条例、教育委員会規則及び大山町立学校処務規程(平成17年 <u>教育委員会訓令第8号</u>)に違反しない限りにおいて、学校の管理運営に関し必要な規程を制定することができる。	(校内規程の設定) 第2条 校長は、法令、条例、教育委員会規則及び大山町立学校処務規程(平成17年 <u>大山町訓令第16号</u>)に違反しない限りにおいて、学校の管理運営に関し必要な規程を制定することができる。
(授業日の変更等) 第8条 略 2 地震、水害、火災等の非常変災及びその他急迫の事情のために臨時に授業を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。	(授業日の変更等) 第8条 略 2 非常変災その他急迫の事情のために臨時に授業を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。
(指導要録) 第14条 略	(指導要録・出席簿) 第14条 略

(卒業の認定及び卒業証書)

第16条 校長は、所定の教育課程を修了したと認められる児童生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与しなければならない。

(感染症による出席停止)

第17条 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症に感染し、又は感染の疑い若しくはそのおそれのある児童生徒の出席停止については、その保護者に對して命ずるものとする。

2 略

(性行不良による出席停止)

第18条 略

2 前項の規定により出席停止を命ずる場合は、別に定める要綱によるものとする。

(職員)

第21条 学校に校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、学校給食調理従事員、学校主事及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、副校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、学校給食調理従事員、学校主事又は学校司書を置かぬことができる。

2~3 略

(職務)

第22条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 教頭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

(4) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。

(卒業の認定及び卒業証書)

第16条 児童生徒の卒業の認定は、校長が行う。

(感染症による出席停止)

第17条 校長は、感染症に感染し、又は感染の疑い若しくはそのおそれのある児童生徒の出席停止については、その保護者に対して命ずるものとする。

2 略

(性行不良による出席停止)

第18条 略

2 前項の規定により出席停止を命ずる場合は、別に定める運用指針によるものとする。

(職員)

第21条 1学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、栄養職員、事務職員、学校給食調理従事員及び現業職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、栄養職員、事務職員、学校給食調理従事員又は現業職員を置かぬことができる。

2~3 略

(職務)

第22条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

(3) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。

(4) 司書教諭は、学校図書館の専門的職務を

る。

(5) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(6) 栄養教諭は、校長及び学校給食センター所長の監督を受け、児童生徒の食に関する指導及び学校給食の管理に関する職務に従事する。

(7) 学校栄養職員は、校長及び学校給食センター所長の監督を受け、学校給食の管理に関する職務に従事する。

(8) 事務職員は、事務に従事する。

(9) 学校給食調理従事員は、校長及び学校給食センター所長の監督を受け、給食の調理、その他の業務に従事する。

(10) 学校主事は、学校の環境整備その他の用務に従事する。

(11) 学校司書は、図書に関する業務に従事する。

(12) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(13) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(14) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

(校長の職務)

第23条 法第37条第4項又は第49条で準用する法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(校長の代理・代行)

第24条 法第37条第8項又は第49条で準用する法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。

(1)～(2) 略

(教務主任等)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、保健体

つかさどる。

(5) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(6) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(7) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

(8) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(9) 事務職員は、事務に従事する。

(10) 技術職員は、技術に従事する。

(11) 現業職員は、学校の環境整備その他の用務に従事する。

(校長の職務)

第23条 法第37条第4項又は第49条及び第82条で準用する法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(校長の代理・代行)

第24条 法第37条第8項又は第49条及び第82条で準用する法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。

(1)～(2) 略

(教務主任等)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、保健体

育主事、人権教育主任、特別支援教育主任及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2~5 略

6 特別支援教育主任は、校長の監督を受け、学校における特別支援教育に関する事項についての連絡調整及び指導、助言に当たる。

7 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的事項についての連絡調整及び指導、助言に当たる。

8 第1項に規定する主任及び主事等は、当該学校の教諭(保健体育主事にあっては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

第32条 削除

(事務主幹等)

第33条 学校に、事務職員として、事務主幹、事務副主幹又は事務主事を置くことができる。

2 略

第34条 削除

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する通知等)

第50条 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第8条に規定する深夜勤務の制限をいう。)に係る公務運営の支障の有無についての通知等は、校長がこれを行う。

(職員の休暇)

第52条 職員の休暇の承認は、校長が行うものと

育主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2~5 略

6 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭(保健体育主事にあっては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(栄養教諭等)

第32条 学校に、栄養教諭、学校栄養主任又は学校栄養職員を置くことができる。

2 栄養教諭、学校栄養主任又は学校栄養職員は、校長及び学校給食センター所長の監督を受け、学校給食に関する職務に従事する。

(事務主幹等)

第33条 学校に、事務主幹、事務副主幹又は事務主事を置くことができる。

2 略

(学校給食調理従事員)

第34条 学校給食調理従事員は、給食の調理その他の業務に従事する。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する通知等)

第50条 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第8条の2に規定する深夜勤務の制限をいう。)に係る公務運営の支障の有無についての通知等は、校長がこれを行う。

(職員の休暇)

第52条 職員の休暇の承認は、校長が行うものと

<p>する。ただし、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第15条の15に規定する夏季における特別休暇を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (防火管理者)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教頭をもって防火管理者に充てことができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、<u>校長又は他の教諭をもってこれに充てる</u>ことができる。</p> <p>4 略 (防災及び非常変災等の対策)</p> <p>第68条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の計画には、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 学校施設が避難所になった場合の対応に関する事項</u></p> <p><u>(7) その他防災活動に関する事項</u></p> <p>4 略 (表簿)</p> <p>第69条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (防火管理者)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教頭をもって防火管理者に充てことができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、他の教諭をもってこれに充てができる。</p> <p>4 略 (非常変災等の対策)</p> <p>第68条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の計画には、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) その他防災活動に関する事項</u></p> <p>4 略 (表簿)</p> <p>第69条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定するものほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第2号

大山町立学校の学校歯科医の委嘱について

大山町立学校の学校歯科医を次のとおり委嘱するものとする。

平成29年 2月23日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

候補者氏名 (1) 明石倫司 名和中学校

詳細は別紙

議案第3号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成29年2月23日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件